生産緑地地区買取申出に係る事務手続きの流れ

法：生産緑地法

主たる従事者が疾病等により農業従事が不可能な場合

主たる従事者の死亡の場合

指定後３０年経過

農林漁業に従事することを不可能とさせる故障の認定

主たる従事者の証明

買取申出の受付（法１０条）

土地取得等審査部会

買取希望あり

買い取る旨の通知（法１２条）

価格の協議（法１２条）

売買契約

所有権の移転

買い取った生産緑地の管理（法１６条）

申請者→
農地課
申請者宅（入院先）等でヒアリング
必要に応じ審査会を開催（不定期）

約１～２ヶ月

審査を要する場合
約２ヶ月
審査を要しない場合
約１ヶ月
（ヒアリングの時期、審査会の開催時期等によって大きく前後します）

申請者→
農業委員会事務局
毎月 21 日締め
その後現地調査
（農業委員・農業委員会事務局職員）

締め後約３週間

※締め日は月によって前後します

申請者→
農地課

農地課→
関係課
公共団体等による買い取り希望の照会

買取希望なし

買取希望課→
申請者

買取希望課→
申請者

所有権移転がない場合

買い取らない旨の通知（法１２条）

農地課→
申請者

取得のあっせん（法１３条）

農地課→
農業委員会
農業従事者

不成立

成立

行為の制限の解除の通知（法１４条）

農地課→
申請者

都市計画審議会

生産緑地地区の変更

生産緑地の存続

解除通知の写しの送付

農地課→
関係課

１ヶ月以内

３ヶ月